

新型コロナウィルス感染防止対策

- ○検温について
 - ・登所時の検温は実施しません。保護者の皆さまは、子どもさんの体調を連絡帳でお知らせください。
- ○マスク着用について
 - ・being 利用の子どもさんや、来所される保護者様等のマスク着用は任意です。
 - ・スタッフのマスク着用は、6月から任意とします。
- ○その他、以下は感染症法 5 類移行後も当面継続して実施します。
 - 1. 送迎時は車の窓を開け、送迎の前後に車内の消毒をします。
 - 2. 換気扇と次亜塩素酸空気除菌脱臭機、空気清浄機は24時間稼働します。
 - 3. 玄関と室内のアルコール消毒液設置を継続します。利用の子どもさんには、来所時と療育活動で使用する用具を共用した時、帰宅時に手指消毒をお願いします。使用する机・椅子等は、活動前後にすべてアルコール消毒液などによりふき取りを行います。
 - 4. 室内の冷暖房時は常時窓を 5 cm~10 cm解放、もしくは 30 分に 1 回以上数分間全開にします。

陽性者が確認されてからの対応

- 1. 子どもさんが陽性者になった場合は、速やかにご連絡の上、発症後5日間、かつ解熱した後1日を経過するまで、ご利用を控えて下さい。PCR 検査等で陰性を確認の上、利用を再開して下さい。
- 2. ご家族が陽性者になった場合も、念のため子どもさんの being 利用は控えて頂きますようにお願いします。
- 3. being 利用の子どもさんが陽性者になっても、事業所はサービスを休止しません。
- 4. being 利用の子どもさんが陽性者になった場合、他の子どもさんの保護者様への連絡や濃厚接触者の特定等は、事業所内での感染状況を踏まえ、その都度検討をして実施の有無を決定します。
- 5. 職員に陽性者が確認された場合は、発症後5日間かつ解熱後1日の出勤を控え、陰性を確認の上、出勤します。
- 6. 感染症法5類移行後も、市内或いは事業所内の感染状況によって、念のための休業や縮小営業を検討することがございます。保護者の皆様には、速やかに連絡を致します。
- 7. 当事業所の判断により、休業や縮小営業を決定した場合は、利用日が近い子どもさんの保護者様から順に、お電話またはメールでご連絡をします。
- 8. 当事業所の判断により休業を決定した場合は、全職員は速やかに PCR 検査を受けます。

休業後の対応と保護者への連絡

1. サービス再開の日程は、速やかに保護者様にお知らせします。陰性が確認された職員のみが出勤します。出勤できる職員数によっては、送迎や受け入れ人数等に調整が必要なこともありますので、保護者の皆さまには、相談をさせて頂くことがございます。

- ◆市内で感染拡大が心配されるような状況になった場合は、直ちに5類移行前の対応に変更します。
- ◆対応に関して規定がない場合は、状況に応じて対応していくことになります。
- ◆本ガイドラインは感染症法に従って、改訂を行います。

一社)発達サポートラボ・being 代表理事 三宅 浩子 2023.5.8 改訂